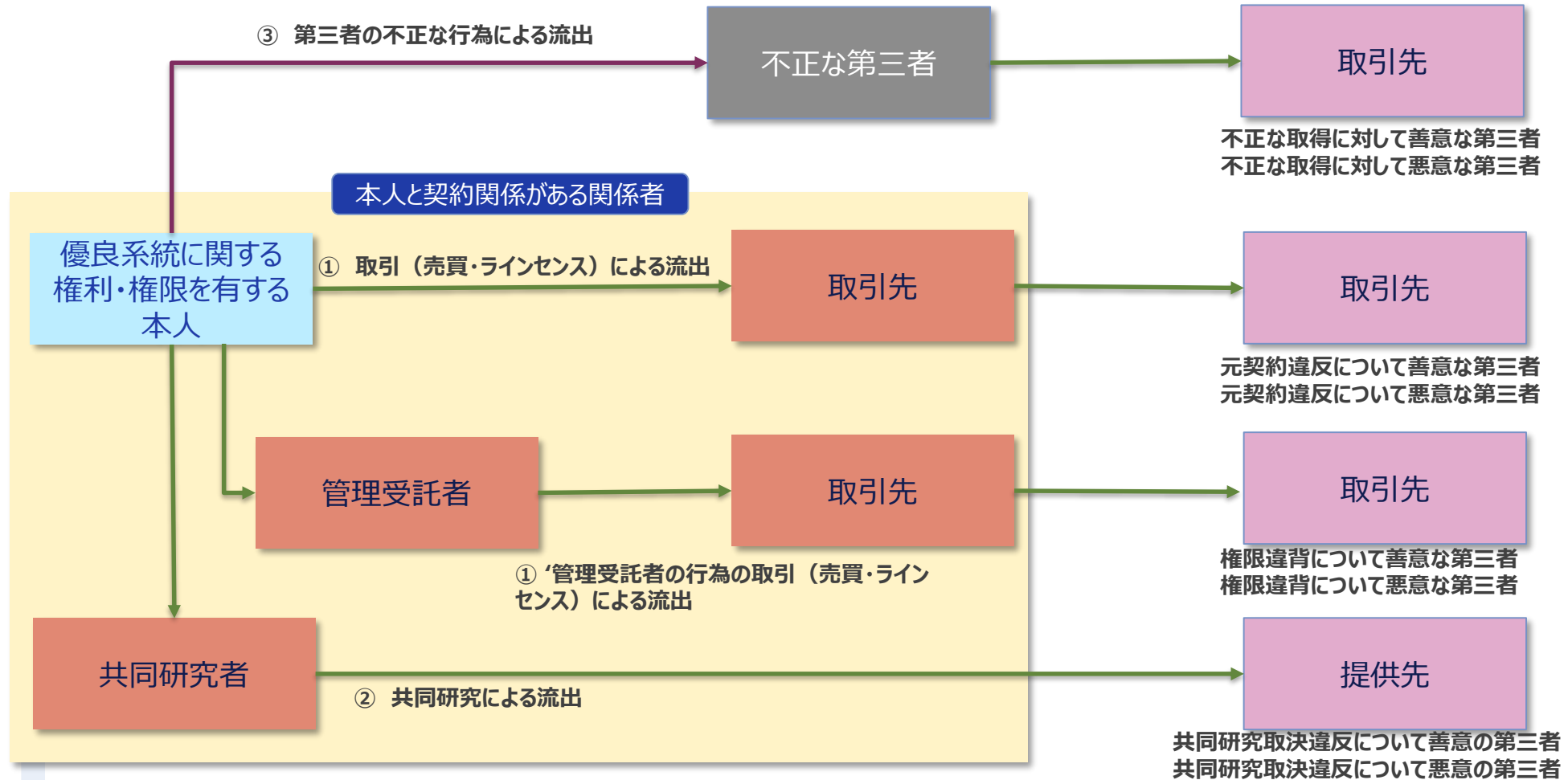


遺伝資源の保護の整理について（流出の種類等）

2022年7月14日（木）
NTTデータ経営研究所

養殖水産動物における遺伝情報の流出

養殖水産動物の遺伝情報の流出については、権利・権限を有する本人からの流出として大きく3つの類型が存在する。また本人が管理受託者を設けている場合には、これに起因する流出も想定される。



養殖水産動物における遺伝情報の流出

- 養殖水産動物における遺伝情報の流出としては、
 - 事業者（本人・管理委託者）による持ち出し（民間活動によるもの）
 - 共同研究による流出（研究機関（官・民）が関与するもの）
 - 不正入手・アクセス（窃盗、不正競争防止法違反）
等が想定される。
- 流出対象としては、
 - 優良育種とされる個体（卵含む）
 - 優良育種の創出に関する情報
等が想定される。

		優良育種とされる個体の流出	優良育種の育成に関する情報の流出
事業者による 持ち出し	本人による 流出	・ 個体の譲渡契約の不備（利用に関する制限を設けない譲渡等） ・ 譲渡された個体の利用に関する制限規定違反 ・ 瑕疵ある意思表示による譲渡契約	・ 優良系統の創出に係る情報のライセンス契約の不備 ・ 優良系統の創出に係る情報のライセンス契約違反 ・ 瑕疵ある意思表示によるライセンス契約
	管理受託者 による流出	・ 管理権限設定の不備による譲渡等（取引等に関する権限の誤認、自主取扱い範囲の誤認） ・ 管理権限違反による譲渡等	・ 管理権限設定の不備によるライセンス等（取引等に関する権限の誤認） ・ 管理権限違反によるライセンス等
共同研究による流出		・ 共同研究の成果利用契約等の不備 ・ 成果管理に関する不備 ・ 成果管理規約・契約違反	・ 共同研究の成果利用契約等の不備 ・ 成果管理に関する不備 ・ 成果管理規約・契約違反
不正入手・アクセス		・ 盗難（及び盗難物の転売）	・ 提供元の過失による流出 ・ 不正アクセス等による流出

①事業者による持ち出し（本人による持ち出し）

- 事業者による持ち出しのうち、権限・権利者本人が行う取引により流出する場合、主に提供時における不注意に伴う流出（譲渡・ライセンス）と、取引先における契約違反に伴う転売（再ライセンス含む）が想定される



①‘事業者による持ち出し（管理受託先による持ち出し）

- 事業者による持ち出しのうち、管理受託先が行う取引により流出する場合、主に委託内容（代理権限、自主利用可能範囲）の設定における不注意に伴う流出（譲渡・ライセンス）と、管理受託先における契約違反に伴う提供が想定される



※1 家畜遺伝資源では「信義則違反」という類型で整理

※2 本人と管理受託先との間で、自主利用について定めないまま、受託先が自主利用する場合には、委託の目的などに照らして契約違反に該当する場合がある

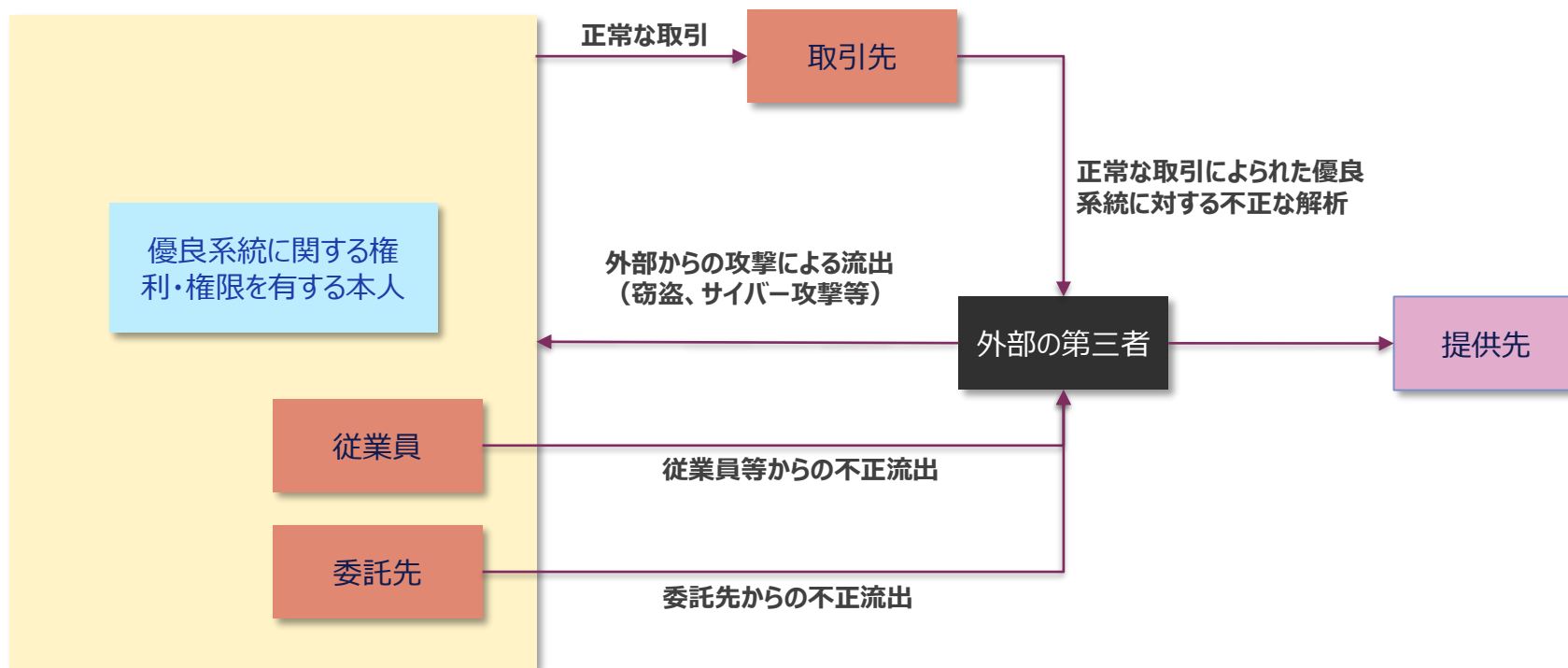
②共同研究による流出

- 共同研究による流出では、研究成果の利用に関する必要な取決めを行わないことに伴う流出のほか、取決め内容が不明確であることにより生じると流出、共同研究先により取決め違反による流出が想定される。



③不正入手・アクセス

- 不正入手・アクセスによる流出については、外部の第三者による権利者等に対する直接的な攻撃（窃盗、サイバー攻撃等）による流出のほか、正常な取引により得られた優良システムに対する不正な解析による流出などが想定される。また権利者等が関係する従業員や委託先の不正に伴う流出なども想定される



優良システムの流出フローを踏まえた流出の態様

- 優良システムの流出フローを踏まえて流出の態様を整理すると、大きく分けて不正な流出と過失による流出が想定される。
- 不正な流出については、特にどのような類型に注意すべきかの検討が求められる。
- 過失による流出については、防止策としての留意点等の検討が求められる。

流出の態様		内容	適用対象となりうる法律
不正な流出	第三者からの攻撃による流出	・ 第三者による本人への攻撃（窃盗、サイバー攻撃）	刑法等 不正アクセス防止法
		・ 不正な解析	不正競争防止法
	内部関係者による流出	・ 従業員による故意の漏えい	刑法等
		・ 管理委託先による故意の漏えい	刑法等
		・ 管理委託先による提供制限に係る契約違反による提供	刑法等
		・ 管理委託先における利用制限違反で得られた優良システム等の提供	刑法等
	提供先・共同先からの不正な流出	・ 提供先・共同研究先からの提供制限に係る契約違反による提供	刑法等
		・ 提供先・共同研究先における利用制限違反で得られた優良システム等の提供	刑法等
	不正な第三者からの転得者への流出	・ 不正に取得された物、情報の取得	刑法等 不正競争防止法

優良システムの流出フローを踏まえた流出の態様

流出の態様		内容	適用対象となりうる法律
過失による流出	制限等に対する設定不備	• 権利者等から提供者・共同研究者への、提供に係る制限の未設定	民法
		• 権利者等から提供者・共同研究者への、提供に係る制限の不備（あいまいな設定）	民法
		• 管理受託先に対する提供・自主利用に係る制限の未設定	民法
		• 管理受託先に対する提供・自主利用に係る制限の不備（あいまいな設定）	民法
	営業秘密にかかる秘密管理措置の不備	• 権利者等における秘密管理措置設定の不備	民法
		• 管理委託者・共同研究先における秘密管理措置設定の不備	民法

事例 1 ※

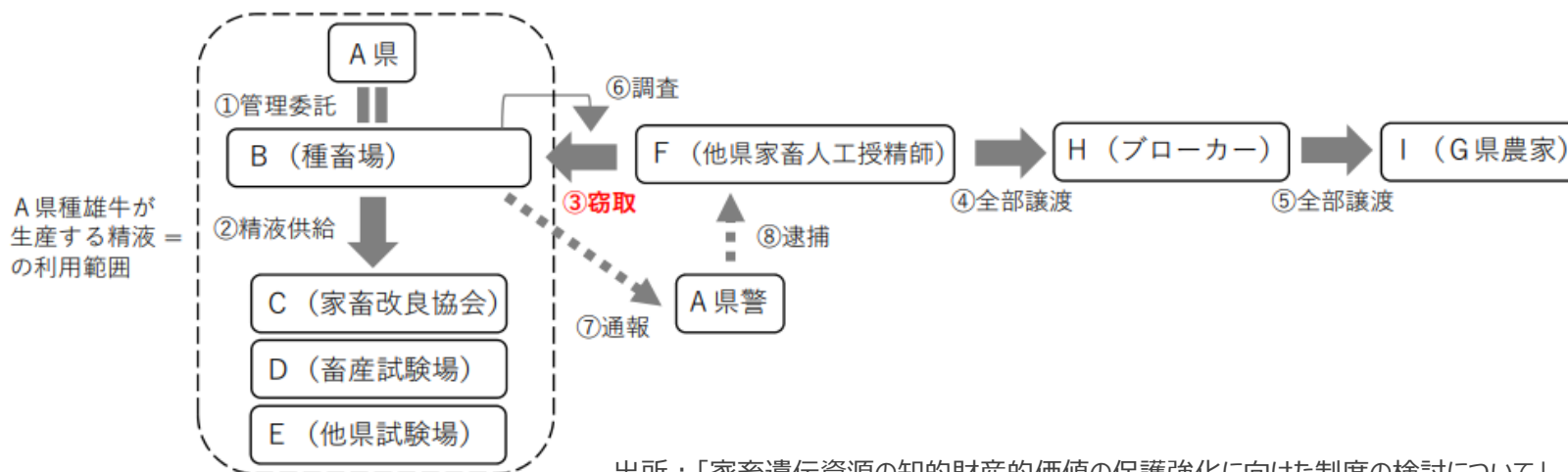
外部の者が保有者の管理を害する行為によって遺伝資源を取得し、転売した事例

【前提】

A県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液をA県家畜改良協会(C)のほか、A県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結したA県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液のA県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、用務でBを訪れた他県の家畜人工授精師(F)が、Bの従業員の立ち会いの下、精液の保存容器を保管する部屋に入った際に、隙を見て、精液入りストロー100本(200万円相当)を窃取(精液は魔法瓶程度の大きさの容器に収められており、持ち運びが可能な大きさであった。)。数日後、Bの従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚。Bは、譲渡譲受記録簿や直近の訪問記録等を照合して事実を確認。A県警に被害届を提出し、Fが逮捕。Fが逮捕された時点で、Fは既に全てのストローをG県ブローカー(H)に譲渡。Hも取得した全てのストローをG県農家(I)へ譲渡。精液の取得時に、こうしたFによる窃盗について、Hは知っていたが、Iは知らなかった。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
(第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料)

事例 2

契約等により正当取得した者が不正の利益を得る目的で他者に転売した事例

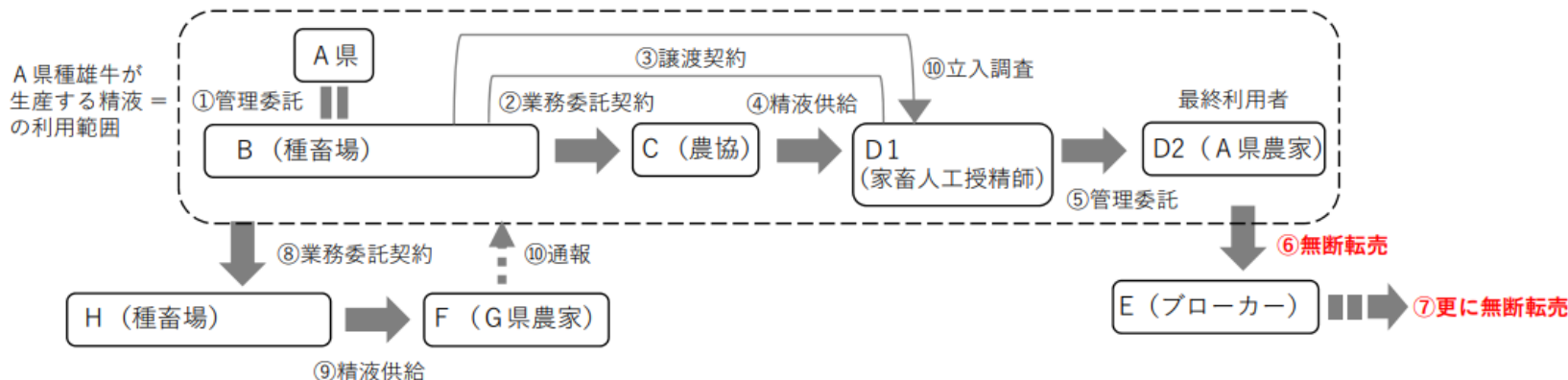
【前提】

A県は、その所有する種雄牛の飼育管理を種畜場(B)に委託。Bは、種雄牛から生産された精液をA県実施要領に基づき供給。実施要領では、A県のブランドが毀損しないよう、①Bが業務委託契約を締結した農協等(C)を介して、Bと譲渡契約を締結したA県内の家畜人工授精師及び農家(D)に限定して精液を供給すること、②Dが他者に再譲渡する場合は、Bが認めた範囲に限定すること、③違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。また、Bは、業務委託契約を締結する種畜場(H)を介して、県内用と価格差を設けて県外にも販売。

【事例概要】

家畜人工授精師(D1)は、Cを介してBが生産した精液の供給を受け、家畜人工授精を実施。顧客の一人であるA県内農家(D2)の農場に、注入予定の精液約300本を置いておいた。ある時、D2は、G県のブローカー(E)から精液の転売を依頼され、農場内のD1の精液を無断転売し、利益を得た。さらに、Eはこの精液を他者へ転売。

一方、Hを介して正規にAの精液を購入しているG県の農家(F)は、Bが生産した精液が、自分が購入した価格よりも非常に安価でG県内に流通していることを知り、Bへ通報。Bは精液の証明書番号等からD1を特定し、D1の事務所を立入調査。D2の存在が確認され、D2に保管状況を確認した結果、事態が発覚。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
(第1回牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料)

事例 3

遺伝資源が不正な行為により取得されたことを知って取得した者が転売した事例

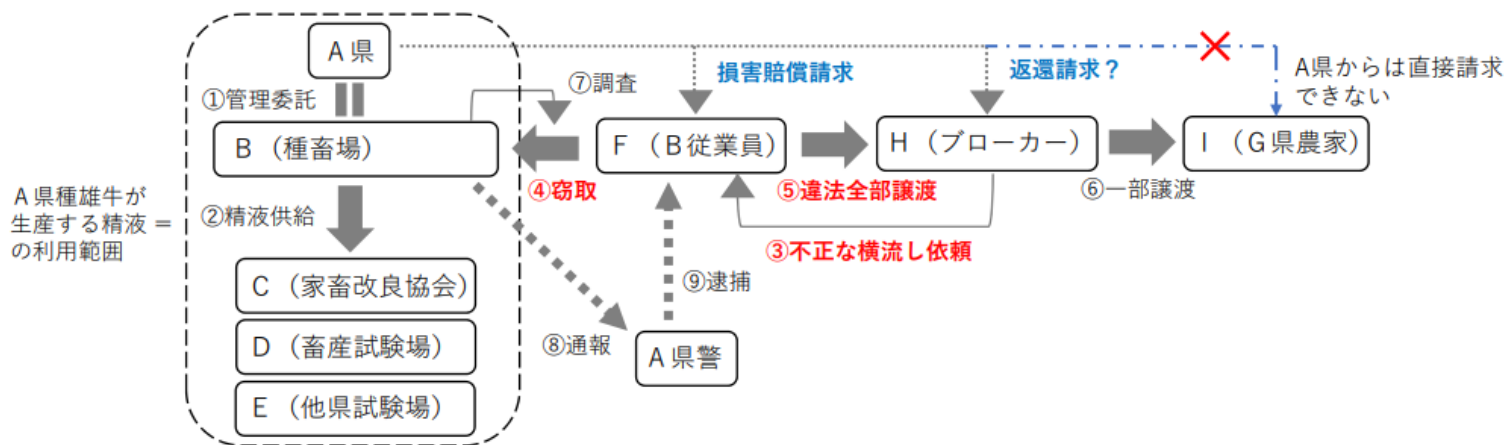
【前提】（事例 1 と同様）

A 県は、凍結精液等の取扱要領を制定し、その所有する種雄牛を種畜場(B)に管理委託。Bは、生産した精液を A 県家畜改良協会(C)のほか、A 県畜産試験場(D)や、他県の試験場(E)などへ改良素材として供給。また、Bが生産した精液は、Cと譲渡契約を締結した A 県内の家畜人工授精師に限定して提供。取扱要領では、A 県のブランドが毀損しないよう、Bの生産する精液の A 県内での利用、違反者に対する精液の供給停止や違約金等を規定。

【事例概要】

Bは、精液の保存容器を南京錠付きの箱に入れ施錠・保管し、部屋自体も施錠して管理。ある日、精液の保存容器を保管する部屋に出入りする権限を与えられているBの従業員(F)が、G 県のブローカー(H)から、高額で条件で精液の不正な横流しを依頼され、精液入りストロー100本（200万円相当）を窃取。その後、他の従業員が在庫管理を行った際に盗難が発覚し、Bは、譲渡譲受記録簿にて事実を確認。Bは、A 県警に被害届を提出し、Fが逮捕。

Fが逮捕された時点で、Fは、全てのストローをHに譲渡。Hは、取得したストローのうち70本を保管し、残り30本をG 県農家(I)へ譲渡。Iはその全てを使用。A 県は、FとHに対して、譲渡された30本のストローの損害賠償請求を、未使用の70本の返還請求を検討。



出所：「家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について」
（第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 資料）

